

令和2年度

大規模展示商談会活用事業
(出展支援事業)

「第25回機械要素技術展」に係る
共同出展の募集要項

令和2年7月

大阪ものづくり中小企業支援事業実行委員会・大阪府

令和2年度大規模展示商談会活用事業（出展支援事業）

「第25回機械要素技術展」共同出展の募集要項

1 事業内容

大阪ものづくり中小企業支援事業実行委員会・大阪府（以下、実行委員会等とする）は、機械要素・加工技術を一堂に集めた商談型専門技術展「第25回機械要素技術展」に、実行委員会等の実施する共同出展ブースを設け、大阪府内企業の優れた技術力を国内外に発信するとともに、出展企業の販路開拓を支援します。

2 対象展示商談会

- (1) 名称 第25回機械要素技術展
- (2) 会期 令和3年2月3日（水）～5日（金）
- (3) 会場 幕張メッセ（千葉県千葉市美浜区中瀬2-1）
- (4) 主催 リードエグジビジョンジャパン株式会社
- (5) 前回実績 来場者数10,664名（新型コロナウイルス感染症の影響により、大手メーカー、海外企業を中心に多くの出店キャンセルがあった模様。前々回実績は66,049名（同時開催展を含む。）

3 応募資格

本事業に応募するためには、次の各号のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 大阪府内に本社があること。
- (2) 業種を製造業注1とする中小企業者注2であり、かつみなし大企業注3でないこと。
- (3) 出展する技術や製品（以下「出展製品等」という。）を自ら開発または製造し、機械要素技術展の内容に合致する展示内容であること。
- (4) 過去に当該事業を利用した場合は、展示内容が当時と異なるターゲットまたは異なる製品であること。
- (5) 出展製品等について、来場者への対応を行う担当者を常時配置すること。
- (6) 展示会出展後の営業フォローが可能であること。
- (7) 出展風景の撮影及びその映像を広報活動やレポート用として、実行委員会等のホームページ及びその他広報媒体に利用することに同意できること。
- (8) 商談の実績について、会期中は商談実績調査票の提出及び展示会終了後の一定期間（原則2年間）は商談進捗状況の報告ができること。
- (9) 主要出展製品等が市場に出ている、もしくは出せる状況にあること。さらに、出展製品等が当該展示会出展により拡販効果が見込まれると判断できること。
- (10) 主要出展製品等が展示できること。製品がない場合は、技術力を示すサンプル商品を展示すること。（パネル展示のみは不可。）
- (11) 過去に当該事業を2回以上利用していないこと。
- (12) 対象商談会への出展について他の機関による財政的支援を受けていないこと。
- (13) 大阪ものづくり中小企業支援事業実行委員会が主催する出展講習会への出席が可能であること。
- (14) 暴力団員又は暴力団密接関係者注4でないこと。また、法人にあっては役員等注5がこれらの者でないこと。
- (15) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者に該当していないこと。
- (16) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者でないこと。

※注1 製造業：有機又は無機の物質に物理的・化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業。（建設業は製造業に含まない。）

※注2 中小企業者：中小企業基本法第2条第1項の各号のいずれかに該当する者。製造業の場合、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。

※注3 みなし大企業：次の各号のいずれかに該当する企業。①一つの大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有・出資する場合、②複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有・出資する場合、③役員以上の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務する場合。

※注4 暴力団密接関係者：暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者。

※注5 役員等：大阪府暴力団排除条例施行規則第3条第5号に定める者。

4 応募方法

下記の書類を提出して下さい。

(1) 応募書類（様式指定のものは大阪府 HP（<http://www.pref.osaka.lg.jp/mono/r1kyodoshutten/index.html>）からダウンロードしてください

- ① 出展申込書(様式指定)
- ② 展示会への出展製品等が明確にわかるもの
- ③ 会社概要又はこれに準ずるもの
- ④ 主要株主名簿及び出資比率のわかるもの
- ⑤ 直近2期分の決算書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書）
- ⑥ 申立書(様式指定)

(2) 応募期間

令和2年7月6日（月）～令和2年8月28日（金）

5 出展企業の採択

(1) 出展企業数

全8社

(2) 採択方法

出展製品等の市場性や特徴、技術や製品のPR方法、過去の展示商談会出展歴等について応募書類を総合的に審査して採択企業を決定します。

なお、審査内容に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。また、本事業採択後、法令等に抵触することが判明した場合や主催者が展示商談会を中止又は延期し当該年度中に出席できない場合は、採択を取り消すことがあります。

(3) 採択結果

応募企業あてに文書で通知します。

6 出展企業負担額

1社あたり250,000円

1社あたりの展示台のサイズは、幅1m×奥行1m(予定)で、ブースの共同装飾を行い統一イメージを図ります。

実行委員会等からは、下記<参考>のものを用意します。その他、交通費等及び所定の装飾に追加を希望する場合は、各自の費用負担となります。

<各自の費用負担の例>

- (1) 特殊備品等のレンタル代金
- (2) コンセントの増設や基本装飾に追加の電気工事及び電気使用料
- (3) 展示物の運搬費、担当者の旅費・交通費等

<参考>実行委員会等が用意するもの

- (1) 共同出展ブース
- (2) システムパネル、カーペット、照明、コンセント等の共同出展ブース統一装飾
- (3) 出展企業共有の商談スペース及び商談セット
- (4) 電気幹線工事費用、分電盤・回路工事費用、基本電気使用料

7 応募説明会及び出展講習会

展示会出展をより効果的なものにするために、応募説明会及び出展講習会を実施します。当該展示会担当者は出展講習会には必ず出席して下さい。

(1) 応募説明会 ア 令和2年7月22日(水) 10:00～11:00

イ 令和2年8月3日(月) 15:30～16:30 ア、イいずれかに出席して下さい。

(2) 出展講習会 令和2年9月下旬から令和3年1月中旬まで6回程度実施（各回すべて出席して下さい。）

8 出展までのスケジュール（予定）

令和2年8月28日(金)

募集締め切り

令和2年9月中旬

採択企業決定・通知

令和2年9月24日(木)

事務手続きに関する説明会

令和2年10月初旬～

出展講習会（講習会は令和3年1月中旬まで実施。）、出展準備スタート

令和2年10月中旬～下旬

出展企業負担金の入金手続き

令和3年2月3日(水)～5日(金) 当該展示会への出展

9 実施主体

大阪ものづくり中小企業支援事業実行委員会、大阪府

【応募先及び問い合わせ先】

大阪ものづくり中小企業支援事業実行委員会

(大阪府ものづくり支援課 共同出展担当 湯澤、福本)

〒577-0011 東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館1階

Tel 06-6748-1066 Fax 06-6748-1062 E-mail hanrokaitaku@gbox.pref.osaka.lg.jp